

令和2年6月1日	決 定
令和2年7月16日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正
令和4年4月1日	一部改正
令和5年4月1日	一部改正
令和6年1月19日	一部改正
令和6年4月1日	一部改正
令和7年5月23日	一部改正

滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の取扱いについて（専攻科以外）

1 補助対象世帯について

（1）生活保護受給世帯について

要綱に定める「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯」であることについては、7月1日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況を証明書により確認する。

（2）道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯について

- ① 要綱に定める「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」であることについては、保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円の世帯とする。なお、実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となる。
- ② 生活保護受給世帯と道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯では給付額が異なるため、非課税である世帯に該当する場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による高校生等本人に係る生業扶助が措置されていないことの確認を申請者からの誓約により行う。
- ③ 要綱第4条に定める加算を受けようとする場合には、災害等により被災したことについての確認は、それが分かる公的書類（罹災証明書等）により行い、再度、制服の購入が必要であることの確認は、保護者等による誓約書および高校生等が通う対象校による証明書（様式第5号）により行う。

2 高校生等の範囲について

要綱の高校生等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（同項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）のうち、認定基準日である7月1日現在（1（2）⑤の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在）の状況によることとする。ただし、次に掲げる場合は、補助対象または対象外とする。

- ① 認定基準日現在、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者は給付の対象とする。
- ② 秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者である場合は、7月1日現在ではなく入学時の状況により確認する。
- ③ 認定基準日現在、休学している者については、当該年度の12月末日までに復学した場合

合は復学日を基準とする。

- ④ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和 5 年 5 月 1 0 日こ支家第 4 7 号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は補助対象外とする。
- ⑤ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 2 2 年法律第 1 8 号）第 3 条第 2 項第 3 号に該当する場合であっても、都道府県において、別紙 2 に定める家計急変世帯への支援の対象とする場合は補助対象とする。

3 事務処理等について

本給付金の給付に当たっては、保護者等からの申請の内容について適切に審査するとともに、上記のほか、事務処理等においては以下のとおりとする。

- ① 知事は、給付金の支給の適否を決定したときは、支給決定通知書（別記様式第 2 号）または不支給決定通知書（別記様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。
- ② 給付の回数は、1 人の高校生等につき年 1 回、通算 3 回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は 4 回）を上限とする。ただし、上記 2 ①に該当する場合はこの回数に加えて 1 回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で 2 回まで）給付する。なお、事務処理の都合等により、年度内に分割して給付する場合がある。
- ③ 給付金については、使途の確認を求めるものではない。しかしながら、生活保護受給世帯に給付する際には、給付金を生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費として計画的に活用するように留意すること（例：修学旅行のための積立金、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、P T A 会費、入学学用品費その他これらに類するもの）。
- ④ 実施要綱第 8 条第 1 項の規定により代理受領を行う対象校設置者は、保護者等から学校長への委任および学校長の受任に基づく受任承諾書（別記様式第 1 号）を知事に提出することにより対象校が給付金を代理受領することができる。この場合、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺も可能とする。
- ⑤ 学校における事務処理に際し、個人情報および特定個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、高校生等および保護者等のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。
- ⑥ 新入生に対する一部給付の早期化については別紙 1 を、家計急変世帯への支援については別紙 2 を参照すること。

新入生に対する一部給付の早期化について

1 概要

低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生のうち希望する者については、4～6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）の前倒し給付を実施する。

この場合、前年度の課税証明書等および4月1日現在の状況に基づき、4～6月分相当額の給付を行う。

前倒し給付を受けた場合、7月～翌年3月分に相当する額（以下「7～3月分相当額」という。）は、当該年度の課税証明書等および7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。

2 補助対象世帯について

(1) 生活保護受給世帯の新入生について

- ① 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が行われている世帯」であることについて、4月1日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況を証明書等により確認し、要綱別表に定める単価に四分の一を乗じた額を給付することとする。
- ② 7～3月分相当額の給付については、7月1日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に基づく給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

(2) 道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯の新入生について

- ① 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」であることについて、前年度の課税証明書等により確認し、要綱別表に定める単価に四分の一を乗じた額を給付することとする。
- ② 7～3月分相当額の給付については、当該年度の課税証明書等に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に基づく給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。
- ③ 7～3月分相当額の給付について、当該年度の課税証明書等に基づき判定した結果、道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税でないことを理由に高校生等奨学給付金の対象とならない世帯において、7月2日以降に家計が急変し、申請のあった場合に、家計急変世帯への支援の対象とすることは差し支えない。その際、家計急変支援の申請のあった月の翌月1日現在の状況に基づく給付額から4～6月分相当額を差し引く必要はないが、交付要綱別表に定める単価を超えて給付することはできない。

例) 4月に前倒し給付を受給したが、7月に課税世帯として年額給付の対象外となった者が、10月から家計急変支援を受ける場合。

○私立全日制高校に在学している場合。

- ・ 4～6 月分相当額（私立（全日制））

→ $152,000 \text{ 円} \times 1 / 4$ （4～6 月分相当額）＝38,000 円－①

- ・ 10 月～翌年 3 月分（私立（全日制））

→ $152,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 月（10 月～翌年 3 月分）} / 12 \text{ 月} = 76,000 \text{ 円} - ②$

①＋②＝114,000 円＜152,000 円（給付単価（年額））のため、家計急変支援としては、76,000 円を給付。

○ 9 月に私立全日制高校から私立通信制高校に転学した場合。

- ・ 4～6 月分相当額（私立（全日制））

→ $152,000 \text{ 円} \times 1 / 4$ （4～6 月分相当額）＝38,000 円－①

- ・ 10 月～翌年 3 月分（私立（通信制））

→ $52,100 \text{ 円} \times 6 \text{ 月（10 月～翌年 3 月分）} / 12 \text{ 月} = 26,050 \text{ 円} - ②$

① ＋②＝64,050 円＞52,100 円（給付単価（年額））のため、家計急変支援としては、52,100 円－38,000 円＝14,100 円を給付。

3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の奨学のための給付金の取扱いと同様とする。この場合、7 月 1 日現在の状況によることとしているものについては、4～6 月分においては 4 月 1 日現在の状況によることとする。

家計急変世帯への支援について

1 概要

家計急変により保護者等の収入が減少した世帯に対して、家計急変世帯への支援として滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の対象とする。

2 補助対象世帯について

- (1) 家計急変による経済的理由から、「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる者を対象とする。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助（高等学校就学費）が行われている場合は、補助対象としない。高校生等本人に係る生業扶助（高等学校就学費）が措置されていないことの確認は申請者からの誓約により行う。
- (3) 給付額および家計の状況の確認

i) 7 月 1 日までに家計が急変し、滋賀県が定める通常の奨学のための給付金に係る期日までに申請のあった者には、要綱別表に定める単価を給付する。

ii) 7 月 2 日以降に家計が急変し、申請のあった者には、要綱別表に定める単価について、原則として、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付する。

iii) i・ii いずれの場合も、原則として、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立（全日制）の場合

○ 7 月 1 日までに家計が急変し、申請のあった者（i に該当する者）

→152,000 円（年額）円を給付

○ 9 月に家計が急変し、申請のあった者（ii に該当する者）

→152,000 円×6 月（10 月～翌年 3 月）／12 月＝76,000 円を給付

- (4) 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき 1 回に限り、1 人当たり 81,000 円を上記（3）の金額に加算することができる。
- (5) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の取扱いと同等とする。

この場合、7 月 1 日現在の状況によることとしているものについては、家計急変支援においては、原則として、申請のあった月の翌月（家計が急変した日が申請のあった月の 1 日の場合は、申請のあった月）1 日現在の状況によることとする。

ただし、申請期間を一定期間設ける場合など、遡って支援することとする場合はこの限りでない。

(参考) 家計の状況の確認方法の例

家計の状況の確認方法の例を以下に示す。

(1) 確認書類

滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金を受けようとする高校生等は、①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、②家計急変前および家計急変後の収入を証明する書類、③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類を提出する。

(確認書類の例)

- ①離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産手続開始通知書、廃業等届出等
- ②課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士または公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後）
- ③すべての同一生計配偶者および扶養親族に係る扶養誓約書（別記様式第3号）等

(2) 収入基準

上記の書類をもとに、1年間の年収見込額を推計し、以下の表により判断する。

<①所得割合算額が非課税相当の世帯の例>

同一生計配偶者および 扶養親族の人数	総所得金額見込	年収見込
なし（本人のみ）	450,000 円以下	1,000,000 円以下
1 人	1,120,000 円以下	1,703,999 円以下
2 人	1,470,000 円以下	2,215,999 円以下
3 人	1,820,000 円以下	2,715,999 円以下
4 人	2,170,000 円以下	3,215,999 円以下

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認のこと。

<②ひとり親・寡婦の場合の所得割見込が非課税の世帯の例>

	総所得金額見込	年収見込
ひとり親・寡婦	1,350,000 円以下	2,043,999 円以下

※①の見込額が②の見込額を上回る場合は、①の見込額により判断する。

(3) 年収見込額の推計等

- ・災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはしない。
- ・年収見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。
- ・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

3か月の平均給与月額×月数

滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の取扱いについて（専攻科）

1 補助対象世帯について

- ① 要綱に定める「生計維持者」とは、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項第4号または国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項第4号に定める「生計維持者」とする。

- ② 要綱に定める「非課税である世帯」については、「生計維持者全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円の世帯」とする。

※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となる。

- ③ 要綱第3条に定める高校生等が専攻科に在学する場合の支給額は次のとおりとする。

生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、

i) 非課税である世帯

・ 高等学校等専攻科に通う生徒 1人当たり年額 52,100円

ii) 105,500円未満である世帯（iを除く。）

・ 高等学校等専攻科に通う生徒 1人当たり年額 10,420円

iii) 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（i及びiiを除く。）

・ 高等学校等専攻科に通う生徒 1人当たり年額 10,420円

※ 「扶養する子が3人いる世帯」とは市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。

- ④ 要綱第4条に定める加算を受けようとする場合には、災害等により被災したことについての確認は、それが分かる公的書類（罹災証明書等）により行い、再度、制服の購入が必要であることの確認は、保護者等による誓約書および高校生等が通う対象校による証明書（様式第5号）により行う。

2 生徒の範囲について

要綱の専攻科の生徒は、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項各号および第2項または国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項各号および第2項に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者（特別支援学校の専攻科に通う者を除く。）のうち、認定基準日である7月1日現在の状況によることとする。ただし、次に掲げる場合は、補助対象または対象外とする。

- ① 秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者である場合は、7月1日現在ではなく入学時の状況により確認する。
- ② 認定基準日現在、休学している者については、当該年度の12月末日までに復学した場合は復学日を基準とする。
- ③ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる生徒であって、特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。）が措置されている場合は補助対象外とする。

- ④ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項第4号または国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項第4号に該当しない場合であっても、都道府県において、別紙2に定める家計急変世帯への支援の対象とする場合は補助対象とする。

3 事務処理等について

本給付金の給付に当たっては、生計維持者からの申請の内容について適切に審査を行うとともに、上記のほか、事務処理等においては以下のとおりとする。

- ① 知事は、給付金の支給の適否を決定したときは、支給決定通知書（別記様式第2号）または不支給決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- ② 給付の回数は、1人の生徒につき年1回、通算2回（当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とする。なお、事務処理の都合等により、年度内に分割して給付する場合がある。
- ③ 給付金については、使途の確認を求めるものではない。しかしながら、生活保護受給世帯に給付する際には、給付金を生活保護における生業扶助で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費として計画的に活用するよう留意すること（例：修学旅行のための積立金、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費その他これらに類するもの）。
- ④ 実施要綱第8条第1項の規定により代理受領を行う高等学校専攻科は、生計維持者から学校長への委任および学校長の受任に基づく受任承諾書（別記様式第1号）を知事に提出することにより高等学校等専攻科が給付金を代理受領することができる。この場合、生計維持者が負担する授業料以外の教育費と相殺も可能とする。
- ⑤ 学校における事務処理に際し、個人情報および特定個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、生徒および生計維持者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。
- ⑥ 新入生に対する一部給付の早期化については別紙1を、家計急変世帯への支援については別紙2を参照すること。
- ⑦ 「扶養する子が3人いる世帯」の確認については、生計維持者の個人番号カードの写し等又は市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等及び生計維持者の市町村民税における扶養親族の内訳を申告する書類にて確認することを標準とする。

新入生に対する一部給付の早期化について（専攻科）

1 概要

低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生のうち希望する者については、4～6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）の前倒し給付を実施する。

この場合、前年度の課税証明書等および4月1日現在の状況に基づき、4～6月分相当額の給付を行う。

前倒し給付を受けた場合、7月～翌年3月分に相当する額（以下「7～3月分相当額」という。）は、当該年度の課税証明書等および7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。

2 補助対象世帯について

① 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、「生計維持者全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税」である世帯であることについて、前年度の課税証明書等により確認し、要綱に定める単価に四分の一を乗じた額を給付することとする。

② 7～3月分相当額の給付については、当該年度の課税証明書等に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に基づく給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

③ 7～3月分相当額の給付について、当該年度の課税証明書等に基づき判定した結果、道府県民税所得割及び市町村民税所得割等が要綱に定める条件に該当しないことを理由に高校生等奨学給付金の対象とならない世帯において、7月2日以降に家計が急変し、申請のあった場合に、家計急変世帯への支援の対象とすることは差し支えない。その際、家計急変支援の申請のあった月の翌月1日現在の状況に基づく給付額から4～6月分相当額を差し引く必要はないが、交付要綱別表に定める単価を超えて給付することはできない。

例) 4月に前倒し給付を受給したが、7月に課税世帯として年額給付の対象外となった者が、10月から家計急変支援を受ける場合。

○私立高校専攻科に在学している場合。

・4～6月分相当額（私立）

→ $52,100 \text{ 円} \times 1 / 4$ （4～6月分相当額）＝13,025 円－①

・10月～翌3月分（私立）

→ $52,100 \text{ 円} \times 6 \text{ 月（10月～翌年3月分）} / 12 \text{ 月}$ ＝26,050 円－②

①＋②＝39,075 円＜52,100 円（給付単価（年額））のため、家計急変支援としては、26,050 円を給付。

3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の奨学のための給付の取扱いと同様とする。この場合、7月1日現在の状況によることとしているものについては、4～6月分においては4月1日現在の状況によることとする。

家計急変世帯への支援について（専攻科）

1 概要

家計急変により生計維持者の収入が減少した世帯に対して、家計急変世帯への支援として滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の対象とする。

2 補助対象世帯について

- (1) 家計急変による経済的理由から、生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、要綱に定める条件に該当する世帯に相当すると認められる者を対象とする。

(2) 給付額および家計の状況の確認

- i) 7月1日までに家計が急変し、滋賀県が定める通常の奨学のための給付金に係る期日までに申請のあった者には、要綱別表に定める単価を給付する。
- ii) 7月2日以降に家計が急変し、申請のあった者には、要綱別表に定める単価について、原則として、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付する。
- iii) i・iiいずれの場合も、原則として、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立の専攻科の場合

○ 7月1日までに家計が急変し、申請のあった者（iに該当する者）

→52,100円（年額）を給付

○ 9月に家計が急変し、申請のあった者（iiに該当する者）

→52,100円×6月（10月～翌年3月）／12月＝26,050円を給付

- (3) 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、1人当たり81,000円を上記(2)の金額に加算することができる。

- (4) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の奨学のための給付金の取扱いと同様とする。

この場合、7月1日現在の状況によることとしているものについては、家計急変支援においては、原則として、申請のあった月の翌月（家計が急変した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在の状況によることとする。ただし、申請期間を一定期間設ける場合など、遡って支援することとしている場合はこの限りでない。

【参考】

○家計の状況の確認方法の例

家計の状況の確認方法の例を以下に示す。

(1) 確認書類

奨学のための給付金を受けようとする生徒が、①生計維持者の家計急変の発生事由を証明する書類、②家計急変前および家計急変後の収入を証明する書類、③生計維持者の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類を提出する。

(確認書類の例)

- ① 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産手続開始通知書、廃業等届出等
- ② 課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士または公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後）
- ③ すべての同一生計配偶者および扶養親族に係る扶養誓約書（別記様式第3号）等
- ④ 個人番号カードの写し、又は市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等及び生計維持者の市町村民税における扶養親族を申告する書類など

(2) 収入基準

上記の書類をもとに、1年間の年収見込額を推計し、以下の表により判断する。

<①所得割合算額が非課税相当の世帯の例>

同一生計配偶者および 扶養親族の人数	総所得金額見込	年収見込
なし（本人）	450,000 円以下	1,000,000 円以下
1 人	1,120,000 円以下	1,703,999 円以下
2 人	1,470,000 円以下	2,215,999 円以下
3 人	1,820,000 円以下	2,715,999 円以下
4 人	2,170,000 円以下	3,215,999 円以下

※上記の例に該当しない場合及び「生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、105,500 円未満である世帯、または 264,500 円未満であり扶養する子が 3 人以上いる世帯」の年収見込は、個別に確認のこと。

<②ひとり親・寡婦の場合の所得割見込が非課税の世帯の例>

	総所得金額見込	年収見込
ひとり親・寡婦	1,350,000 円以下	2,043,999 円以下

※①の見込額が②の見込額を上回る場合は、①の見込額により判断する。

(3) 年収見込額の推計等

- ・災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはしない。
- ・年収見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。

- ・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

3か月の平均給与月額×月数